

大垣市教育振興基本方針評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱

大垣市教育振興基本方針評価委員会設置要綱（平成23年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく大垣市教育振興基本方針の<u>推進及び実施状況</u>の評価並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づく大垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関する施策を推進するため、大垣市教育振興基本方針評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 大垣市教育振興基本方針の<u>推進及び実施状況</u>の評価に関すること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく大垣市教育振興基本方針の実施状況の評価並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づく大垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関する施策を推進するため、大垣市教育振興基本方針評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 大垣市教育振興基本方針の実施状況の評価に関すること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> |

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

大垣市教育振興基本方針評価委員会設置要綱（改正後）

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく大垣市教育振興基本方針の推進及び実施状況の評価並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づく大垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関する施策を推進するため、大垣市教育振興基本方針評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本方針の推進及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員長は、会議の結果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。